

第7章 投資財政計画

7-1 投資財政計画

投資財政計画は、将来の需要に見合った投資に関する「投資計画」と、必要な財源を計画的かつ適切に確保する「財政計画」から成り立ちます。

投資については、「小田原市下水道ストックマネジメント計画」に基づき、財源とのバランスを考慮し、令和13年度までは概ね現在の投資水準を維持していきます。短期間に整備が集中して事業費が高額となるような事態を回避し、財源不足に陥るなどの資金面のリスクを抑え、事業費の平準化を図りながら、汚水管渠整備や地震対策事業などの各事業に取り組みます。

表 7-1 令和3年度～令和13年度における主な事業

主な事業	総額(R3～R13)	概要
汚水管渠整備事業	約58億円	下水道未普及区域の解消
雨水管渠整備事業	約39億円	浸水対策
地震及び長寿命化対策事業(管渠)	約91億円	地震及び老朽化への対策
地震及び長寿命化対策事業(ポンプ場)	約 9億円	地震及び老朽化への対策

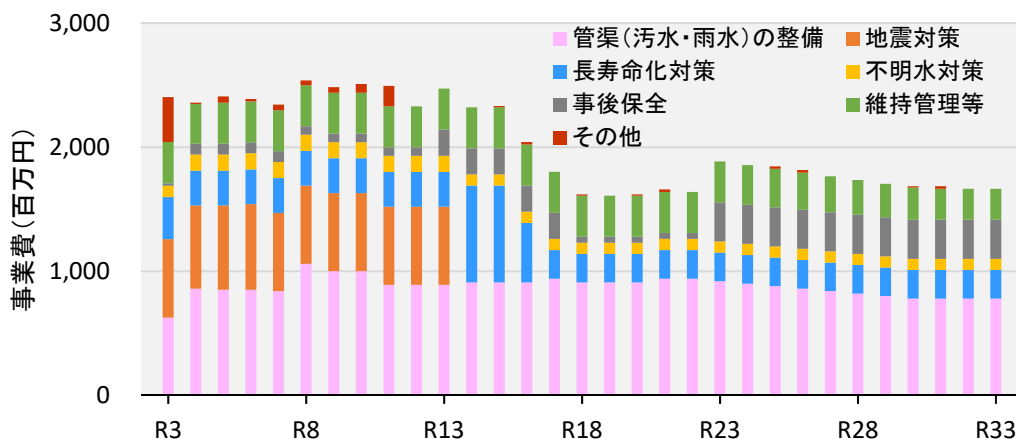


図 7-1 投資計画(将来の事業費)

(参考:「小田原市下水道ストックマネジメント計画」を基に作成)

7-2 経営戦略における投資財政計画

本市では、平成28年3月に「小田原市下水道事業経営戦略」を策定いたしました。

令和2年3月には、「小田原市ストックマネジメント計画」を策定し、それを受けて令和3年3月に「小田原市下水道事業経営戦略」を改定いたしました。

「小田原市下水道事業経営戦略」の投資財政計画は、「おだわら下水道ビジョン」での現状や課題等を踏まえた計画となっており、「小田原市下水道事業経営戦略」の投資財政計画と「おだわら下水道ビジョン」は整合が取れたものとなっています。

「小田原市下水道事業経営戦略」において、下水道の整備や維持管理に関する3つの基本方針を掲げています。下水道事業を継続的に行うためには、「小田原市下水道事業経営戦略」における基本方針を踏まえ、今後の人口減少や経済状態を見極め、企業会計における財務諸表等を活用しながら経営の効率化を図り、定期的に適正な下水道使用料について検証し、経営基盤の強化に努めます。

〈小田原市下水道事業経営戦略における下水道の整備や維持管理に関する基本方針〉要約

①計画的で効率的な整備と管理

下水道施設の計画的な整備と効率的な管理

②健全経営の維持

民間委託による業務の効率化や経費削減、適正な下水道使用料に関する検証

③災害対策の推進

業務継続計画(BCP)の定期改定や民間組織との災害支援協定締結による復旧体制の強化

第8章 フォローアップ

「おだわら下水道ビジョン」では、下水道を取り巻く環境を把握した上で、現状と将来を分析・評価し、“未来へつなぐ、暮らしを支える下水道”を基本理念とし、今後10年間にわたる下水道事業の方向性とそれに基づく具体的な施策を示しました。

本ビジョンで示した施策は、個別事業ごとの成果指標により進捗状況を確認しながら取り組んでいきます。特に改築・更新や維持管理といった対応が必要な既存施設の管理については、デジタル技術として取り入れている下水道 GIS を基本的なデータベースとして活用することで、膨大な履歴情報の適切な管理に努めます。そして、5年を目途に業務やサービス水準、経営状況等がどのように変化・改善しているかを評価します。計画と達成状況に大きな乖離が見られた場合は適宜計画の見直しを行います。

こうしたPDCAサイクル(「計画(Plan)－実施(Do)－検証(Check)－見直し・改善(Act)」)を構築、維持していくことにより、本ビジョンで定めた将来像の実現を目指していきます。

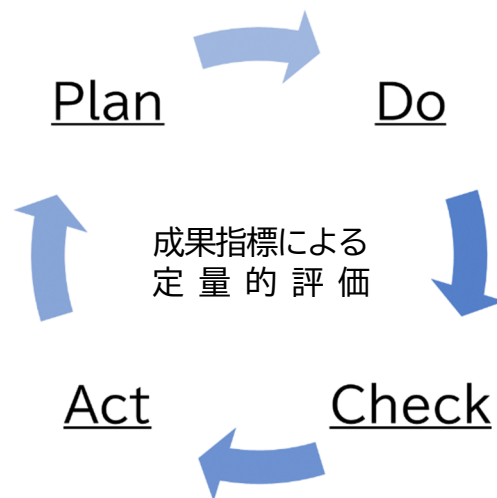


図 8-1 進捗管理の方法(PDCA サイクル)

用語集

《あ行》-----

【AISAS(あいさす)】(P.96)

インターネット普及後の社会における消費者の購買行動プロセスのモデル。Attention(注意)→Interest(関心)→Search(検索)→Action(購買)→Share(情報共有)の頭文字を取ったもの。平成初期頃までマーケティングの法則として広まっていた AIDMA(アイドマ:Attention、Interest、Desire、Memory、Action)から、Desire(欲求)とMemory(記憶)がなくなり、検索(Search)と共有(Share)という消費者の能動的な行動が加わって、情報発信者と消費者が互いに関与し合う“インタラクティブ(双方向)”な関係へと変化しています。

【ICT(あいしーていー)】(P.90)

Information and Communication Technology の略称。情報通信技術。実用的な面で見ると、情報技術を意味する IT と、大きな違いはありませんが、IT と比べると ICT は、情報や知識を共有することに重きをおいており、人と人・人とモノなど「コミュニケーション」面を強調しているのが特徴です。

【圧送、圧送管(あっそう、あっそうかん)】(P.54)

圧送とは、下水道の汚水輸送方式の一つで、ポンプ設備により下水を輸送する方式です。圧送管とは、ポンプ設備で加圧した下水を輸送するための管渠のことです。

【インスタグラム】(P.65、96)

写真や動画を無料で共有できる SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)のひとつです。

【雨水渠幹線整備計画(うすいきょかんせんせいびけいかく)】(P.2、43、74)

「雨水渠幹線整備計画」(令和3年3月 小田原市)は、小田原市内の市街地における浸水対策のため、雨水渠幹線を整備することを目的としてその整備方針等について定めた計画です。浸水想定や人口密度などの地域特性から優先整備路線及び事業年次等を計画しています。

【雨水流出抑制施設(うすいりゅうしゅつよくせいしせつ)】(P.41)

降雨時に、河川等への急激な雨水流出量を低減させるため、雨水を一時貯留する雨水調整池や地中へ浸透させる雨水浸透ますなどの施設のことを総称し表現したものです。なお、雨水貯留浸透施設ともいわれます。

【汚水(おすい)】(P.1 他)

一般家庭等における生活排水(台所、便所、お風呂、洗濯等)や、商店や事業場からの産業排水のことをいいます。

【小田原市雨水流出抑制施設設置基準(おだわらしうすいりゅうしゅつよくせいしせつせつきじゅん)】

(P.37、74)

小田原市公共下水道設置基準の定めにより、大規模な開発事業等において、開発区域及びその周辺の地域、もしくは、放流先の排水能力により下流部に溢水等による被害が生じることが予想される場合に必要となる、雨水流出抑制施設の設置及び排出量の調整について定めた基準。

【小田原市下水道事業経営戦略(おだわらしげすいどうじぎょうけいえいせんりゃく)】

(P2、38、83、84、101)

経営戦略とは、経営健全化の取組推進のため、将来の投資とその財源などを明らかにした中長期的な経営の基本計画であり、総務省が各公営企業にその策定を要請しているものです。

「小田原市下水道事業経営戦略」は、平成29年度に策定し、以降、頻発する災害への対策強化や「小田原市下水道ストックマネジメント計画」の策定及び酒匂川流域下水道事業維持管理・建設事業の充実など、戦略における投資・財政計画に影響を及ぼす大きな動きがあったことから、同計画にこうした投資の考え方を反映させることを主な目的として、令和2年度に戦略の見直しを行いました。

【小田原市下水道ストックマネジメント計画(おだわらしげすいどうすとっくまねじめんとけいかく)】

(P2、32、38、47、50、54、55、83、84、100)

「小田原下水道ストックマネジメント計画」は、限られた財源で施設を適切に維持し、安定した下水道サービスを提供していくため、施設の状態を適切に把握し、優先順位を考慮し、また人口減少等による将来的な収入の減少を見込んだ上で、維持管理に要する事業費に加え、汚水管渠の新設や雨水渠整備などを含めた事業全体のバランスを考えた戦略的な投資計画を明らかにしたものです。

【小田原市公共下水道台帳システム(下水道GIS)】

(おだわらしこうきょうげすいどうだいちょうしすてむ(げすいどう じーあいえず)】

(P.38、87、91、102)

公共下水道台帳は、地形図に管渠やマンホール等の配管・設置状況を記した資料で、下水道法第23条により、公共下水道管理者に調製と保管が義務付けられています。GIS(Geographic Information System)は、地理情報システムのことであり、小田原市公共下水道台帳システム(GIS)は、下水道台帳をデジタルデータとして位置情報と属性情報(管渠やマンホールが備えている様々な情報)を管理し、閲覧、活用するためのシステムです。小田原市では、下水道台帳を上下水道局の窓口や、小田原市地理情報システム「ナビ・オダワラ Navi-O」上でインターネットを介して閲覧することができます。

《か行》-----

【改築(かいちく)】 (P.1 他)

既存の施設の一部を生かしながら部分的に新しくすることです。

【合併処理浄化槽(がっぺいしよりじょうかそう)】(P.31、39、40、70)

し尿(トイレの排水)と併せて雑排水(生活系の污水)を処理する浄化槽のことです。
法令では BOD 除去率90%以上、放流水の BOD 濃度20mg/L 以下(浄化槽法施行規則より)の性能であることが定められています。

【合併処理浄化槽整備費補助金制度(がっぺいしよりじょうかそうせいびひほじょきんせいど)】
(P.31)

し尿と生活排水の処理が同時にできる合併処理浄化槽の普及促進を目的として、くみ取り便槽や単独処理浄槽から、合併処理浄化槽へ転換する工事費用の一部を補助する制度のことです。

【可とう継手(かとうつぎて)】(P.47)

弾性を持ち、曲げたり伸びたりする事ができる柔構造を持つ継手の総称です。地震や地盤の不等沈下が発生した際、コンクリート構造物と管や、管どうしを接続する継手部に発生する変位に対して、継手部が有する伸縮部材の形状変形により追従し、コンクリート構造物や管路の破損や漏水を防ぐ事により流下機能を維持します。

【神奈川県流域下水道事業経営ビジョン

(かながわけんりゅういきげすいどうじぎょうけいえいびじょん)】(P.2)

神奈川県流域下水道の今後10年間における主要施策と収支の見通し及び持続可能な事業運営に向けた取組みを示した計画で、基本理念は「快適な暮らしを支え健全な水環境を未来につなぎ経営の安定を図る」です。

神奈川県が「神奈川県流域下水道中期ビジョン」の改定に合わせ、経営の視点を強化し、公営企業会計と両輪で持続可能な流域下水道事業に取り組むために策定しました(令和3年3月策定)。

【管渠(かんきょ)】(P.5 他)

下水を収集し排水するための施設のことで、分流式を採用している本市では污水管渠と雨水渠の2種類に分けられます。

污水管渠 :各家庭などからの排水を終末処理場まで流下させるための施設のことで、

本管、マンホール、取付管、公共ますの4つの施設から構成されています。

雨水渠 :雨水を河川や海まで流下させるための施設のことで、

【企業債(きぎょうさい)】(P.32)

地方公営企業(例:小田原市下水道事業)が施設の建設・改良等に要する資金に充てるために、国などから調達する長期(一会計年度を超えるもの)の借入金のことです。

【くみ取り便所(くみとりべんじょ)】(P.31、72)

トイレの排水を便槽というタンクで溜めるタイプのトイレのこと。定期的にバキューム車による汚水のくみ取り(引抜)と処理場への運搬が必要となります。

【クラウド化(くらうどか)】 (P.55、87、89)

クラウドとは「インターネット上の仮想基盤」を意味する言葉です。クラウド化とは、データをパソコンやスマートフォンなどの端末に保存するのではなく、インターネット上に存在する仮想空間(サーバー)に保存して運用することを言います。自分で環境を構築する必要がないため、一般的に導入の初期費用が抑えられる、すぐに運用できる、場所を問わず利用できる、保守などの運用負荷を軽減できる等のメリットがあります。

【繰入金(くりいれきん)】 (P.33、84)

総務省が示す基準で定められた一般会計が負担すべきもしくは負担することができる経費について企業会計に繰り入れられる資金のことです。

【経常収支比率(けいじょうしゅうしひりつ)】 (P.57)

経常収益と経常費用の比率を表したものであり、経常費用が経常収益によってどの程度賄われているかを示しています。この比率が高いほど経常利益率が高いことを示し、これが100%未満であることは、経常損失が生じていることを意味します。

下水道事業における経常費用とは、人件費、維持管理費、支払い利息等になります。経常収益とは、使用料収入や一般会計からの繰入金の収益などになります。

【経常利益(けいじょうりえき)】 (P.33)

企業が通常行っているすべての事業を通して得た利益をいいます。本業で得た利益(営業利益:原価や販売費及び一般管理費などを差し引いた儲け)に、それ以外の事業の収益(営業外利益)を加え、営業外の費用を差し引いた額が、損益計算上の経常利益です(経常利益=営業利益+営業外利益-営業外費用)。経常利益には、継続的な事業には関係ない臨時的、例外的な損益は含まれていません。

【下水道処理区域人口(げすいどうしよりくいきじんこう)】

(P.19、22、34、35、36、72)

下水道整備済み区域内の人口のことで、下水道を使用することができる地域に住んでいる方の総数のことです。

【下水道人口普及率(げすいどうじんこうふきゅうりつ)】 (P.22、30、36)

汚水管渠の整備状況を示す一般的な指標で、行政区域内人口に対する下水道処理区域人口の割合のことです。

【降雨強度(こううきょうど)】 (P.23)

異なる継続時間の雨を一時間当たりの雨に換算することで、雨の強さを比較することができる値のことです。

下水道事業計画においては、雨水排除計画で採用する確率年は、5～10年となっており、本市は10年確率の降雨強度(57mm/hr)を採用しています。

【公営企業会計(こうえいきぎょうかいけい)】 (P.38、57、62)

地方公共団体が経営する事業において、地方公営企業法の財務規定を適用し、企業としての独立採算方式で行われる会計のことをいいます。官公庁会計方式が現金主義会計(現金の入出金に基づき収支を認識する)、単式簿記(収支のみを帳簿とする)を採用しているのに対し、公営企業会計では発生主義会計(取引発生の事実に基づき収支を認識する)、複式簿記(取引を借方と貸方の二側面から記録する)を採用します。

【公共ます(こうきょうます)】 (P.29、59、88)

家庭や工場等の排水が集まる施設で、排水をするための敷地(民地)内に設置されるものです。敷地内の排水設備は公共ますに接続され、公共ますに集まった排水は取付管を経由して本管に流れます。

【公共用水域(こうきょうようすいいき)】 (P.1、4、22、25、40、41、64、68、69、72、81)

水質汚濁防止法によって定められる公共利用のための水域や水路のことを言い、河川、沿岸海域、側溝、その他水域や水路のことです。

【硬質塩化ビニル管(こうしつえんかびにるかん)】 (P.53)

硬質の塩化ビニル樹脂でできた配管資材です。鉄管と違い、抵抗が少ないため流体の流量が多く、腐食に強いいため、通気、給排水用の管として広く用いられています。
正式名称は「硬質ポリ塩化ビニル管」で、通称「塩ビパイプ」、「塩ビ管」と呼ばれています。

【更新(こうしん)】 (P.1 他)

既存の施設を新たに取替えることです。

【更生工事(こうせいこうじ)】 (P.37、47)

老朽化した管渠に対して行う、管渠の内側に樹脂製の補強管を形成する工事のことをいいます。

【コミュニティ・プラント】 (P.24)

団地や集合住宅等に設置される、し尿と生活雑排水を合わせて処理する施設で、市町村が管理するものですが、本市にコミュニティ・プラントはありません。

《さ行》-----

【酒匂川流域下水道(さかわがわりゅういきげすいどう)】

(P.2、22、23、24、27、38、55、61、83、84)

流域下水道は、二つ以上の市町村の区域にわたる広域的な下水道で、流域内の各市町村から発生する下水を効率的に集めて処理するもので、都道府県が幹線管路と下水処理場の整備・管理を行います。

酒匂川流域下水道は酒匂川流域の3市7町(小田原市、秦野市、南足柄市、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町)から排出される下水を流域下水道の幹線管渠により集約し終末処理場において適切な処理を行い公共用水域へ放流するものです。

【酒匂川流域治水協議会(さかわがわりゅういきちすいきょうぎかい)】 (P.75)

「流域治水」とは、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、河川管理者や公共下水道管理者など流域のあらゆる関係機関が協働して総合的な治水対策に取り組む考え方です。令和2年7月の「国土交通省防災・減災対策本部」において流域治水への転換が示され、各水系では、関係者による流域治水協議会を設置し、ソフト・ハードと一体となった事前防災対策の議論を進めています。また、流域治水の推進内容は、流域治水プロジェクトとして公表されています。酒匂川流域治水協議会は、神奈川県、小田原市、秦野市、南足柄市、大井町、松田町、山北町、開成町で構成しています。

【GKP(じーけーぴー)】 (P.80、95)

「下水道広報プラットフォーム」の略称で、下水道界をはじめ様々な人々が交流する場として、情報共有や広報活動を通し、下水道の真の価値を伝えると共に、これからの下水道をみんなで考えていく全国ネットワークの構築を目指しています。産学官のセクターを超えた情報共有や他業界との新たなマッチングを目指した交流・連携の母体として、平成24年6月に設立されました(事務局:公益社団法人日本下水道協会)。

【資本的収支(しほんてきしゅうし)】 (P.33)

下水道施設の整備・改良に関する収入及び支出のことをいいます。

【収益的収支(しゅうえきてきしゅうし)】 (P.33)

下水道施設の維持管理などの経営に関するお金のことで、収益的収入と収益的支出に分けられます。

【重要な管渠(じゅうようなかんきょ)】 (P.5、36、37、46、47、66、68、76)

下水道施設の地震対策上、避難所の下流や軌道下に埋設されている管渠など、地震時に社会的に重大な影響を及ぼす可能性のある埋設条件にある管渠のことを指します。「小田原市下水道ストックマネジメント計画」では、次の埋設条件に該当する汚水管渠のことです。

- ・原則として流域幹線の管渠
- ・ポンプ場・処理場に直結する幹線管渠
- ・河川・軌道等を横断する管渠で地震被害によって二次災害を誘発するおそれのあるもの及び復旧が極めて困難と予想される幹線管渠等
- ・被災時に重要な交通機能への障害を及ぼすおそれのある緊急輸送路等に埋設されている管渠
- ・相当広範囲の排水区を受け持つ吐き口に直結する幹線管渠
- ・防災拠点や避難所、又は地域防災対策上必要と定めた施設等からの排水をうける管渠

【受益者負担(じゅえきしゃふたん)】 (P.84)

国家及び地方公共団体が、その公共施設などの利用によって利益を受ける個人又は一定地域の住民に、施設の建設・維持費の一部を負担していただく金銭給付義務のことです。下水道事業においては、新たに公共下水道が使えるようになった区域の方から、下水道建設費の一部を負担していただいています。

【償還(しょうかん)】(P.32)

企業債等の借入金を返済することです。

【新下水道ビジョン(しんげすいどうびじょん)】(P.1、2、8、63、64、67、96)

国内外の社会経済情勢の変化等を踏まえ、下水道の使命、長期ビジョン及び長期ビジョンを実現するための中期計画として国土交通省が提示したものです。

【水洗化工事費補助金(すいせんかこうじひほじょきん)】(P.72)

新築や増改築を除く既存住宅などが、浄化槽やくみ取り便所から公共下水道へ接続する際に、接続に関する負担を軽減するために、小田原市が接続工事に対して助成する補助金です。

【水洗化率(すいせんかりつ)】(P.19、69、72)

下水道を使用することができる人口のうち、実際に下水道を使用している人口の割合のことです。

【水洗便所改造等資金融資あっせん制度(すいせんべんじょかいぞうとうしきんゆうしあっせんせいど)】(P.72)

新築や増改築以外の既存住宅のくみ取り便所を改造し、又は浄化槽による水洗トイレを公共下水道へ接続する場合に、工事に必要な資金について小田原市が取扱金融機関からの融資をあっせんする制度です。この融資あっせん制度を利用するには一定の資格条件が必要で、市と金融機関の審査があります。

【ストック】(P.32)

下水道においては、既存の下水道施設のことをいいます。

【ストックマネジメント】(P.52、68、83)

下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実施を図るため、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、中長期的な施設の状況を予測しながら、下水道施設全体を計画的かつ効率的に管理することです。

【損益勘定留保資金(そんえきかんじょうりゅうほしきん)】(P.33)

減価償却費等の収益的収支における現金支出を必要としないものを費用に計上することによって留保される資金のことです。補てん財源として使用できる額は、これらの費用の合計額から、長期前受金戻入相当額や欠損金が見込まれるときはその額を控除した範囲内の額となります。

《た行》-----**【耐震化率(たいしんかりつ)】(P.36、47、76)**

地震が発生した場合においても、下水道の機能を保持するための耐震対策が実施されている下水道施設の割合のことです。

【単独処理浄化槽(たんどくしよりじょうかそう)】 (P.31)

し尿(トイレの排水)のみを処理する浄化槽のことです。

浄化槽法の改定に伴い、平成13年4月1日以降は単独浄化槽の新設が禁止され、実質、合併処理浄化槽の設置が義務付けられるようになりました。

【中継ポンプ場(ちゅうけいぼんぷじょう)】

(P.48、54、55、57、58、66、68、73、77、78、81、82、89)

下水を地表面近くまで揚水し、下流のポンプ場や下水道処理場に送水するためのポンプ施設。

下水道は、汚水が自然流下するように下水道管に勾配を持たせて埋設していますが、埋設が深くなり過ぎると管渠の維持管理が困難となるため、マンホールの中にポンプを設置(マンホールポンプと言います)して、地表付近に下水をくみ上げて浅い位置で自然流下させます。中継ポンプ場は、多量の下水が集まり、マンホールポンプでは処理できないところに設置されます。

【長寿命化(ちょうじゅみょうか)】 (P.47、50、61、68、81、88、100)

改築もしくは更新により、施設の老朽化の進行を防ぎ、維持することです。

【陶管(とうかん)】 (P.51、53、61、76、81)

粘土を原料とし、釉(うわぐすり)をかけ、高温で焼いた管をいいます。下水管、排水管などに使われます。

【特定事業場(とくていじぎょうじょう)】 (P.40、72)

特定事業場とは、特定施設を設置している事業場のことです。

特定施設とは、排水の水質の規制が必要な施設として法令によって特別に指定された施設で、下水道法においては、次の2種類が下水道法における特定施設です。(下水道法第11条の2)

- ・人の健康を害するおそれのあるもの、又は生活環境に対して害をもたらすおそれのあるものを含んだ水を流す施設で、水質汚濁防止法施行令で具体的に定められているもの。
- ・ダイオキシン類を含む汚水又は廃液を排出する施設で、ダイオキシン類対策特別措置法施行令で具体的に定められているもの。

【取付管(とりつけかん)】 (P.29、59、88)

家庭や工場等の排水を本管に流すための施設で、本管もしくは人孔から分岐し、公共ますまで設置される管渠のことです。

《な行》-----

【ナビ・オダワラ(なび・おだわら)】 (P.87)

小田原市が提供する市の地図情報をインターネット上で検索・閲覧することができるサービスの名称です。小田原市ホームページ上で公開しています。

【農業集落排水施設(のうぎょうしゅうらくはいすいしせつ)】 (P.24)

農業振興地域の農業集落の生活環境の改善、農業用水等の水質保全を図るために設置されるものです。本市に農業集落排水施設はありません。

《は行》-----

【排水設備(はいすいせつび)】 (P.59、88)

各家庭の台所やトイレなどの排水を污水管渠(公共ます)まで流下させるための施設のことです。個人の敷地などに設置され、個人などが管理する施設となります。

【BOD(ビーおーでいー)】 (P.40)

Biochemical Oxygen Demand(生物化学的酸素要求量)の略称で、水中の汚濁物質(有機物)が微生物によって酸素分解のために必要とされる酸素量のことをいい、この数値が大きいほど水中の汚濁物質の量が多く、汚れが大きいことを示します。

【BCP(ビーシーピー)】 (P.37、48、79)

Business Continuity Planning:業務継続計画。自然災害などの緊急事態に際し、損害を最小限に抑え、事業の継続や早期復旧を可能とするための方法、手段などを取り決めた計画です。

【ヒューム管(ひゅーむかん)】 (P.51)

遠心力で成型された鉄筋コンクリート管です。地下に埋設し、主に下水道や農業用水に用いられます。

【標準活性汚泥法(ひょうじゅんかつせいおでいほう)】 (P.28)

標準活性汚泥法とは、反応タンク(エアレーションタンク)内で下水と活性汚泥と呼ばれる微生物とをエアレーションによって混合し、最終沈殿池で活性汚泥を沈殿させて、上ずみの水を処理水として流出させる方法です。

【伏せ越し人孔(ふせごしじんこう)】 (P.58)

伏せ越しとは、管渠が、河川や運河、軌道、道路等の大きな障害物と交差しなければならない場合、その敷設レベルをこれらの底部以下にまで下げてU字型に横断することです。逆サイフォン構造(水位差を利用して水を移動させる方法。逆サイフォンは水源より低い位置を通して水を送ります)により送水します。伏せ越しのマンホール部は、汚水量が少ない場合に汚泥等が堆積しやすくなる等の課題があります。

【不明水(ふめいすい)】 (P.59、60、61、66、68、85、88、89)

終末処理場で処理される汚水量(実汚水量)から、家庭などから排水される汚水量(有収水量)を差し引いたものを不明水量と呼びます。

不明水には、污水管渠の水密性不良や誤接続により雨水が浸入する雨天時浸入水や、地下水が恒常的かつ比較的長期にわたって浸入する地下水浸入水などがあります。

【分流式(ぶんりゅうしき)】 (P.1、22、26、59)

公共下水道において、汚水(生活で使用され汚れた排水)と雨水を別々の管で分けて流す方式です。小田原市の公共下水道は、分流式となっています。

【包括的維持管理業務(ほうかつてきいじかんりぎょうむ)】 (P.58、82、86、90)

公共施設等の維持管理業務について、受託した民間事業者が創意工夫やノウハウの活用により効率的・効果的に運営できるように、複数の施設や複数の業務を包括的に行う業務とすることです。

【ボックスカルバート】 (P.43)

地中に埋設される箱型の構造物、箱型の暗渠のことです。道路、水路、通信線等の収容など各種の用途に使用されます。

《ま行》-----

【マンホールカード】 (P.11、92、94、95)

マンホールカードは GKP(下水道広報プラットフォーム)が企画・監修しているコレクションカードで、全国各地の様々なデザインの下水道マンホール蓋の魅力を紹介するものです。カードの表面にはマンホール蓋の写真やその蓋の設置場所を示す位置座標などが、裏面にはマンホール蓋のデザインの由来やデザインに関連する画像、配布場所などが記載されています。

【マンホールポンプ】 (P.29、37、48、54、57、58、78、79、81、82)

下水を地表面近くまで揚水し、下流のポンプ場や下水道処理場に送水するためのポンプ施設。下水道は、汚水が自然流下するように下水道管に勾配を持たせて埋設していますが、埋設が深くなり過ぎると管渠の維持管理が困難となるため、マンホールの中にポンプを設置(マンホールポンプと言います)して、地表付近に下水をくみ上げて浅い位置で自然流下させます。

【面積普及率(めんせきふきゅうりつ)】 (P.22、30、36)

汚水管渠の整備状況を示す一般的な指標で、下水道全体計画面積に対する下水道整備済み区域面積の割合のことです。

《や行》-----

【U型水路(ゆうがたすいろ)】 (P.43)

U型水路は、U字型の断面をしている側溝のことです。内断面・外断面が垂直構造のため、豊富な流量が確保できます。

【有収水量(ゆうしゅうすいりょう)】 (P.19、21、35、59、60)

下水道で処理する汚水のうち、下水道使用料の対象となる水量のことをいいます。

【有収率(ゆうしゅうりつ)】 (P.19、20)

処理した汚水のうち、使用料徴収の対象となる有収水の割合をいいます。有収率が高いほど使用料徴収の対象とすることができない不明水が少なく、効率的であるということです。

【予防保全(よぼうほぜん)】 (P.38、48、50、76、78)

施設・設備の劣化の推移を予測し、異状や故障に至る前に対策を実施する管理方法のことです。

《ら行》-----**【流域治水(りゅういきちすい)】** (P.41、42)

「流域治水」とは、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、河川管理者や公共下水道管理者など流域のあらゆる関係機関が協働して総合的な治水対策に取り組む考え方です。令和2年7月の「国土交通省防災・減災対策本部」において流域治水への転換が示され、各水系では、関係者による流域治水協議会を設置し、ソフト・ハードと一体となった事前防災対策の議論を進めています。

おだわら下水道ビジョン

令和4年6月（改定）

小田原市上下水道局下水道整備課

〒250-0296

小田原市高田401

電話 0465-41-1627

